

保法ニュース

489号

保土ヶ谷、旭、瀬谷
2,700社の情報発信
ほぼうニュース

2020
11
月号



公益社団法人
保土ヶ谷法人会



目次

TOPICS

- ◆令和3年度税制改正への提言
- ◆法人会の各種行事

令和3年度税制改正への提言	2~6
厚生委員会の取組	7
旭区帷子川自然科学教室	8
税務署からのお知らせ	9
業態の確認～実践税務調査～(よみもの)	10
税理士会からのご案内 / 新入会員紹介(8~9月入会分)	11
行事カレンダー	12

11・12月カレンダー

日 時	行 事 等	会 場	
4 水 15:30	県知事納税功労表彰式	神奈川県庁	(中止)
5 木 14:00/16:00	年末調整事務研修会	オンライン	
6 金 16:00	広報委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	全法連・全国青年の集い島根大会	松江市総合体育館	(中止)
9 月 17:00	異業種研修会	オンライン	
	10月分源泉所得税の納付期限		●
10 火 16:00	事業研修委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
17:30	青年部会役員会	保土ヶ谷法人会会議室	
11 水 13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室	
14:00	合同研修会	瀬谷公会堂	(中止)
12 木 14:00	女性部会役員会	保土ヶ谷法人会会議室	
14:30	納税表彰式	モンテファーレ	(中止)
13 金 16:00	源泉部会役員会	保土ヶ谷法人会会議室	
18 水 16:00	瀬谷支部連合正副会長支部長会	オンライン	
16:00	旭支部連合会役員会	仕立屋	
25 水 16:00	厚生委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	全法連・全国女性フォーラム愛媛大会	アイテムえひめ	(中止)
26 木 16:00	税理士会との連絡協議会	モンテファーレ	
	9月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 3月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限		●
簿記講習会(全7回)		11/17(火)・19(木)・26(木)12/1(火)・3(木)・8(火)・10(木)	
		いずれもPM2:00~4:30 会場:保土ヶ谷法人会会議室	
12月			
3 木 11:00	瀬谷第3支部役員会	オンライン	
4 金 16:00	税制委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
9 水 13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室	
10 木	11月分源泉所得税の納付期限		●
11 金 15:00	総務委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
3年1月			
4 月	10月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 4月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限		●

★…どなたでもご参加いただけます ●…税務関係の予定

保法ニュース 第489号 令和2年11月1日発行

発行所:公益社団法人保土ヶ谷法人会 編集:広報委員会

〒240-0023 横浜市保土ヶ谷区岩井町11 ダイアナプラザビル401号

TEL: 045-332-4360 FAX: 045-333-5802

※e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に
(公社)保土ヶ谷法人会と入力してください。
この会員証は法人税確定申告書の別表1の欄外にお貼りください。

公益社団法人 保土ヶ谷法人会々員

法人会令和3年度税制改正へ提言！

ヨロナ収束後には 本格的な税財政改革を！

このほど、私たち法人会は令和3年度税制改正において、改正を求める税制提言をまとめました。

法人会は戦後設立されて以来、毎年欠かさずに、私たち中小企業の声を税制改正に活かせと要望を重ね続けており、これまで多くが実現をみてきました。

今次の新型コロナウイルス感染拡大によって、経済社会活動が機能不全に陥るという非常事態への対応か

ら、我が国の国家的課題と言える財政健全化への道が遠のき、財政の悪化は急速かつ深刻なものとなつてしましました。

これまで我が国の財政は地方を合わせて、長期債務残高は国内総生産（GDP）の2倍にあたる1100兆円を超える危機的な状況にあつたことに加え、今次のコロナ感染への政府対応によつて、令和2年度の新規国債発行額は、当初予算の

32・6兆円に加え、一次、二次の補正予算で57・6兆円が追加されました。

債務がさらに上積みされことで、財政規律は一段と危機の度合いを色濃くする事態に陥る結果となつています。

法人会は、コロナ対策と経済活性化の両立を図ることを強く望みつつ、生活困窮者や経営基盤のぜい弱な

中小企業へ効果的な支援措置を講じることを求めた上

で、今回の国債発行で対応したコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに、せめて現世代で解決するよう早急に議論を始めていくことを求めました。

その上で、さらにコロナ収束後を見据えた本格的な税財政改革へ取り組むことを強く訴えました。政府が掲げてきた財政健全化目標としてきた2025年度の基礎的財政収支の黒字化達成は困難な実態にあり、2029年度まで大

きく後退する実情にあります。

今後は、少子高齢化が先

進国の中で最速のスピードで進んでいる状況下にあり、社会保障給付の急激な膨張も見込まれる中で、コロナ収束後には、本格的な歳出歳入の一体改革に取り組む準備に入るよう準備を進めました。

さらに、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別具体的な削減方策と工程表を明示して着実に実行するよう求めました。

とりわけ、昨年の消費税率の引き上げや新型コロナウイルス感染拡大など、国民の生活に過重な負担がかかつっているとともに、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や弊病が明らかになりました。

政府と議会は「陳より始めよ」の精神で自ら身を削る

などの徹底した行政改革に取り組めと強く訴えていました。

なかでも、中小企業に適

用される法人税の軽減税率の15%を本則化するとともに、これまで40年近くも据え置かれている適用所得金額を現行800万円から1600万円程度まで引き上げることを求めるとともに、

中小企業が直面する事業承継税制では、事業用資産について事業従事を条件に一括して事業従事者に譲り受けている法人会の税制

に、これまで40年近くも据え置かれている適用所得金額を現行800万円から1600万円程度まで引き上げることを求めるとともに、

中小企業が直面する事業承継税制では、事業用資産について事業従事を条件に一括して事業従事者に譲り受けている法人会の税制

法人会

**令和3年度
税制改正提言**

中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

法人会はこのほど、令和3年度の税制改正に向けた提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めた提言活動を開始しました。

新型コロナ感染拡大の収束が見えず、长期化が見込まれる中で、法人会は足元では感染対策と経済活性化の両立を図ることが求められるとした上で、経営基盤が脆弱な中小企業に効果的な支援措置を講ずるよう求めました。さらに、今次のコロナ対策で赤字国債が追加発行され、一段と財政悪化は急速かつ深刻化していることを指摘し、本格的な税財政改革に取り組むよう、強く求めました。

I 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革は、一時棚上げ状態となつた。新型コロナウイルスの大流行といふ非常事態への対応を最優先しなければならなかつたからである。

この結果、今年度の国債新規発行額は当初予算の32・6兆円に一次、二次の補正予算で57・6兆円が追加され、すでに、我が国財政は地方

を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国

のうち突出して悪化している。歴代政権の多くが社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランスを放置し、平時にさえも財政健全化策による多額な債務が上乗せされた結果である。

そこで今回の新型コロナ対策によっても財政健全化策による多額な債務が上乗せされた結果である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

そして今後も新たな感染症

の流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。

せめて国債で賄つたコロナ

対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。

そのうえで「コロナ後」を取り組むことが求められよう。

そのため、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が60兆円を超えた。また、地方を合わせたP B赤字はG D P比12・8%の67・5兆円と昨年度の赤字14・5兆円、G D P比2・6%から急激に悪化した。

この結果、今年度の国債新規発行額は当初予算の32・6兆円に上つている。そこで今回の新型コロナ対策によっても財政健全化策による多額な債務が上乗せされた結果である。

そのため、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が60兆円を超えた。また、地方を合わせたP B赤字はG D P比12・8%の67・5兆円と昨年度の赤字14・5兆円、G D P比2・6%から急激に悪化した。



公益社団法人保土ヶ谷法人会
会長 興津忠義

その上で、さらにコロナ収束後を見据えた本格的な税財政改革へ取り組むことを強く訴えました。政府が掲げてきた財政健全化目標としてきた2025年度の基礎的財政収支の黒字化達成は困難な実態にあり、2029年度まで大

きく後退する実情にあります。今後は、少子高齢化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる状況下にあり、社会保障給付の急激な膨張する事態に陥る結果となつてきます。

団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれている。本来なら、「社会保障と税の一括改革」で予定された消費税率引き上げ時期などを先送りせず、早期にP.B黒字化を達成しておかねばならなかつたのである。

コロナ禍というまつたく予期せぬ事態に襲われたとはいえ、ドイツなど先進国の多くはそれによって生じた政府債務の負担のあり方について議論に入っている。財政悪化が際立つ我が国がそこから逃げることは許されまい。

新型コロナが落ち着いたら、すぐに本格的な税財政改革に乗り出せるよう準備をすることである。

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。

中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経渋の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るために支援策を引き続き講じていく必要がある。

その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底

や申請手続きの簡便化、スピード化への対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求められる。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減
(3) 特別会計と独立行政法人による人件費の抑制
(4) 積極的な民間活力導入を行なう成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対

策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになつた。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらには、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながろう。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じることとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題である。

(1) 法人税率の軽減措置

中法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

日本国債の格付け引き下げの動きもしており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求みたい。

2. 基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる。

高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円(2020年度現在は約127兆円)に達する見込みである。

また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

この問題は財政と表裏一体をなす最も大きな課題といえる。社会保障給付費は公費と大いに予備費については厳しく度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要があるべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与えることは重要である。さくら銀行の申告納税Xを利用した場合の申告納税手続の簡素化や各種手当の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じることとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題である。

(1) 法人税率の軽減措置

中法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年

や申請手続きの簡便化、スピード化への対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求められる。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減
(3) 特別会計と独立行政法人による人件費の抑制
(4) 積極的な民間活力導入を行なう成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対

策でも給付金申請手続きの混亂などで明らかになつた。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらには、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続の簡素化や各種手当の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じることとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題である。

(1) 法人税率の軽減措置

中法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年

や申請手続きの簡便化、スピード化への対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求められる。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減
(3) 特別会計と独立行政法人による人件費の抑制
(4) 積極的な民間活力導入を行なう成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対

策でも給付金申請手続きの混亂などで明らかになつた。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらには、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続の簡素化や各種手当の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じることとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題である。

(1) 法人税率の軽減措置

中法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年

や申請手続きの簡便化、スピード化への対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求められる。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減
(3) 特別会計と独立行政法人による人件費の抑制
(4) 積極的な民間活力導入を行なう成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対

策でも給付金申請手続きの混亂などで明らかになつた。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらには、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続の簡素化や各種手当の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じることとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題である。

(1) 法人税率の軽減措置

中法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年

や申請手続きの簡便化、スピード化への対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求められる。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減
(3) 特別会計と独立行政法人による人件費の抑制
(4) 積極的な民間活力導入を行なう成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対

策でも給付金申請手続きの混亂などで明らかになつた。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらには、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続の簡素化や各種手当の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じることとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題である。

(1) 法人税率の軽減措置

中法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年

や申請手続きの簡便化、スピード化への対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求められる。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減
(3) 特別会計と独立行政法人による人件費の抑制
(4) 積極的な民間活力導入を行なう成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対

策でも給付金申請手続きの混亂などで明らかになつた。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらには、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続の簡素化や各種手当の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じることとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題である。

(1) 法人税率の軽減措置

中法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となつていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年

や申請手続きの簡便化、スピード化への対応が迷走している

保土ヶ谷税務署からのお知らせ

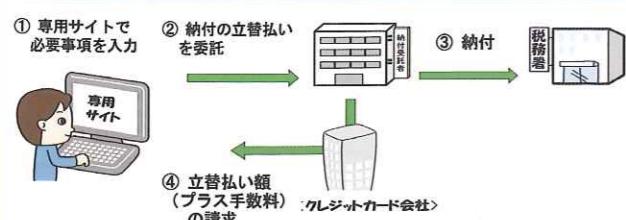
安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内

日頃から税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続ができる「キャッシュレス納付」が便利です。

この機会に是非、ご利用をお願いします。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所で御案内しております。
 「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明手続」
 (スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

クレジットカード納付



専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を登録し納付できます。

※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。

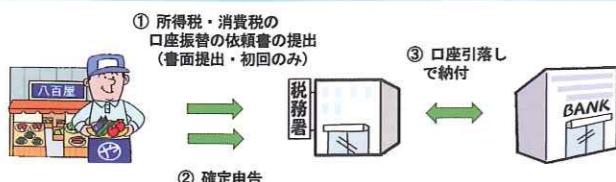
ダイレクト納付



事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時または期日を指定して納付できます。

事前手続 e-Tax

振替納税



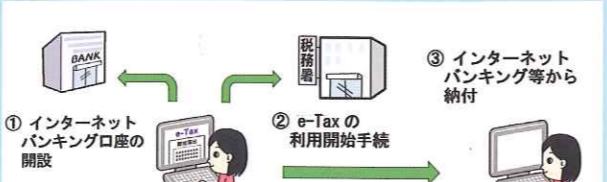
事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。

※ 個人の申告所得税・消費税に限ります。

事前手続

事前に手続が必要です。

インターネットバンキング



インターネットバンキングにより国税を電子納付できます。

e-Tax

※ QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

e-Tax e-Taxでの利用となります。



オンラインでも、元気よく、学習してくれました

このコロナ禍の中、子どもたちが直接川に行っての学習は難しい・・・しかし、川の生き物はみんなに知つてもらいたい、との願いから、今年はオンラインでの開催となりました。当日、旭区役所の

校にて帷子川自然科学教室が行われました

旭区内のどのあたりを流れているかなど、立体模型をカメラで映しながら要点を説明。その後、講師が事前に実際に行った映像を映しながら、現状や環境を説明し、水中の様子、採集で使用するたも網の使い方、実際にたも網を使用し採集できた魚の映像などを、説明を加えながらの学習でした。

子どもたちは実際に取れた魚が映し出されると、瞳を輝かせて歓声をあげて、驚いた反応を見せてくれました。ザリガニ・エビ・メダカなど、見たことのある魚、また、絶滅危惧種の魚も採集され、魚の映像が映り、特徴を説明す

どもたちは、積極的に取り組んでくれました。オンラインでの学習も、子どもたちは、積極的に取り組んでくれました。

活動で回収できたゴミの様子などを映し、環境維持、水質保全の大切さを学習してもらいました。



昨年回収できたゴミを映像で流しました

講師が「直接行きたかったですか？」と尋ねると、ほぼ全員の子どもたちが「行きたかった」と答えてくれました。



来年は、実際に川に行つて魚や昆虫に触れ合えることを祈るばかりです。



授業の様子

旭支部
連合会

9月24日（木）上川井小学
帷子川・自然科学教室（オンライン開催）

ると、「かっこいい！」「かわいい！」など大きな声で喜んでくれました。

当会も、昨年に帷子川清掃活動で回収できたゴミの様子などを映し、環境維持、水質保全の大切さを学習してもらいました。

講師が「直接行きたかったですか？」と尋ねると、ほぼ全員の子どもたちが「行きたかった」と答えてくれました。

税理士がお手伝い致します。

経営者の判断は、年々の税務・経理などに関する法改正等でますます多岐に渡り、一つの判断が経営に大きな影響を与えることも十分に有ります。もし以下のような事でお悩みであれば、ぜひこの機会にご相談ください。

- 帳簿の付け方・書類の保存方法などに不安がある
- 年末調整の仕方・法定調書の書き方がわからない
- 所得税の確定申告に関して
 - ・土地・建物を売却した / マイホームを購入したので住宅ローン控除を受けたい。
 - ・不動産収入を得るためのアパートを取得した / 入院して多額の医療費が発生した。
 - ・株式を売却して損失がでた / 満期または解約して保険金を受け取った。
- 相続税・贈与に関して
 - ・子や孫に住宅資金・教育資金を渡したい / 相続対策を考えている。
- 税務署から「お尋ね」が届いた など



東京地方税理士会 保土ヶ谷支部

電話 : 045-335-4318 HP : <http://hodogaya-net.com>
メール : info@hodogaya-net.com

東京地方税理士会 保土ヶ谷支部 税理士による 会員限定・無料記帳・税務相談日

11月11日(水)・12月9日(水)・1月13日(水)

いずれも時間：午後1時30分～4時30分 会場：保土ヶ谷法人会会議室

お申込み…(公社)保土ヶ谷法人会・事務局 TEL: 332-4360 FAX: 333-5802
<http://www.hodogayahojinkai.or.jp/> *申込書はHPにございます。
TOP → 届出用書類 → 税務相談申込書 ※1週間前までにお申込みください

全て
無料

以下の書籍をご希望の方は、事務局までお申込みください。

申込用紙はHPにございます。TOP→保法ニュース→会報・書籍申込用紙



新入会員紹介 [8~9月]

支部名	法人名	住所	業種	電話番号
保・第4	サインアート(株)	保) 上星川2-8-3	看板製造・設置	370-4865
旭・第3	(株)A.M.A.一級建築士事務所	旭) 鶴ヶ峰2-2	建築設計	834-9551
瀬・第2	(株)マリンブルー	瀬) 橋戸1-21-20	婦人服販売	744-7747

業態の確認/喫茶店その1 ～実践税務調査～

税理士 牧野 義博

調査官は、喫茶店の調査を担当することになりました。喫茶店は、申告が適正に行われているか、帳簿を見ても比較対象物がないので、現金業種の中でも特に調査が難しいといわれています。一般的には、コーヒーの粉の仕入れ量から売上を推計することとなります。

調査官は、調査対象の喫茶店がどのような営業を行っているのか、日頃の状況を確認することにしました。平日・休日を問わず、また時間帯を変えながらお店に出向き、テーブルの数や1テーブル当たりの回転数、レジの状況、おしごりやコーヒーの粉の仕入れ時間帯や仕入先など、時間をかけて地道に確認してきました。古い話で恐縮ですが、映画「マルサの女」で宮本信子がお客様の数取りを行っていた場面を思い出してください。

調査官が特に重点を置いたのがレジスターの管理状況でした。最近、混んでいる時間帯では、レジの引出しを開きっぱなしにしてレジを打たず、お釣りを引出しの中からいきなり渡すという光景が多々見受けられました。後でまとめて売上伝票からレジを打つのでしょうか。怪しいですね？

余談ですが、ある調査官が、調査前日の売上伝票とレジのロールペーパーから、レジの打ち直しによる売上除外を見つけたそうです。何で分かったのでしょうか？売上伝票は精算が済んだ順にスタンドに刺していくので、一番下が最初のお客さんで一番上は最後のお客さんということになります。レジのロールペーパーはどうでしょう。ロールペーパーの一日分は売上伝票の逆で、一番上の印字が最後のお客さんなのです。調査官は、売上伝票の束とレジのロールペーパーの照合を行いました。すると、売上伝票の最初のお客さんがロールペーパーの一番上に印字されているではありませんか。つまり、売上伝票をスタンドから抜いて売上伝票の一部を除外した後、そのまま一番上にある売上伝票から打ち直してしまったのです。物理的に考えても、打ち直しか考られません！経営者も観念し、売上の除外を認めたそうです。

話を戻します。調査官は、調査対象の喫茶店は終日同じ売上伝票を使用しているか、レジの交替はいつか、特定の時間帯（お客様が集中する昼休みなど）のレジはどうしているかなど、毎日細かく念入りに観察を行ったのです。これを業界では「内観調査」といいます。

また、喫茶店を数件ハシゴし、コーヒーの濃さを舌で覚える勉強もしました。コーヒーの粉1kgだとドリップ方式で何杯のコーヒーをいれられるのか。110杯、120杯、130杯？行きつけの喫茶店にもご協力いただきました。慣れてくると、ある程度当たるようになるのだそうですね。さすが、プロですね。

さあ、下準備が整いました。いよいよお店で調査開始です。調査展開やいかに？

【筆者紹介】牧野義博（まきの・よしひろ）東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。